

本町通り（旧北国街道）沿いで 建物の外観の変更等を行う際の 届出にご協力ください

野々市市では、旧北国街道沿いに一定の”修景基準”を設けることにより、歴史的な街並みの保全を目指します。

※令和4年10月1日から施行

届出



保存や修景
の協議



街並みの保全



街並みの保全方法について

※対象エリア
対象路線に接する敷地



【現代風建築物の修景】

修景基準に合わせた建築物の新築・建替え・改修などを実施



【歴史的建築物や景観資源の保存】

歴史的建築物や景観資源を保存していくための支援制度を検討

歴史的な街並みの保全

【現代風建築物の修景基準】

外壁（建築物）

- 主要な外壁は、**黒色や茶色**を基調とするなど派手な色彩の使用はしない。
- 塀やフェンスは、**黒色や茶色**を基調とするなど派手な色彩の使用はしない。

高さ（建築物）

- 建築物の階数は**3階以下**とする。

屋外広告物

- 屋外広告物を掲げる場合は、**歴史的建築物の外壁面と調和する色彩**とする。

屋根（建築物）

- 建築物の屋根は、瓦屋根とする場合は**黒色**を基調とし、それ以外とする場合は**黒色と同等の色彩**とする。

植栽

- 通りに面する部分は、**植栽等により緑化**に努める。

【お問い合わせ】

現代風建築物の修景基準について
野々市市 建築住宅課
開発住宅係
(電話) 076-227-6087

歴史的建築物等の保存について
野々市市教育委員会 生涯学習課
文化財係
(電話) 076-227-6122

